

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 鹿児島市における庁内の推進体制について

① 中心市街地活性化推進室の設置（要員：2名）

本市では、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めていくため、平成19年4月に「中心市街地活性化推進室」を設置し、平成24年4月の組織整備により経済局経済振興部経済政策課（現：産業局産業振興部産業政策課）内の組織と位置づけ、建設局をはじめ庁内の関係部局等の連携強化を図っている。

② 基本計画推進調整会議及び同幹事会の設置

基本計画に掲げる取組の着実な実施を通じて、その目標が達成できるように定期的なフォローアップを行うため、鹿児島市中心市街地活性化基本計画推進調整会議を設置するとともに、調整会議の所掌事項に関する具体的な事項について協議・検討する同幹事会を設置している。

会議では、計画掲載事業の毎年度の実施状況や各種調査結果に基づく中心市街地の現況把握及びフォローアップと目標達成のために必要な事業の追加に係る計画変更等について審議を行っている。

1) 鹿児島市中心市街地活性化基本計画推進調整会議

庁内の関係局長クラス等で構成し、会長、副会長、委員等は、以下のとおりである。

令和6年6月現在

会 長	鹿児島市副市長（総務局等担当）
副会長	鹿児島市副市長（建設局等担当）
委 員	総務局長、企画財政局長、危機管理局长、市民局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、産業局長、観光交流局長、建設局長、消防局長、市立病院事務局長、交通局長、水道局長、船舶局長、教育委員会事務局管理部長
事務局	産業局産業振興部産業政策課中心市街地活性化推進室

2) 鹿児島市中心市街地活性化基本計画推進調整会議幹事会

庁内の関係課長で構成し、座長、副座長、幹事等は、以下のとおりである。

令和6年6月現在

座 長	産業局産業振興部長
副座長	建設局都市計画部長
幹 事	国際交流課長、政策企画課長、政策推進課長、交通政策課長、財政課長、管財課長、安心安全課長、地域づくり推進課長、文化振興課長、環境政策課長、地域福祉課長、こども政策課、産業創出課長、産業支援課長、観光戦略推進課長、観光振興課長、スポーツ交流担当課長、公園緑化課長、都市計画課長、都市景観課長、市街地まちづくり推進課長、建築指導課長、道路建設課長、消防局総務課長、市立病院事務局総務課長、電車事業課長、バス事業課長、水道局総務部総務課長、船舶局総務課長、船舶局営業課長、図書館副館長
事務局	産業局産業振興部産業政策課中心市街地活性化推進室

③ 鹿児島市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

鹿児島市議会における中心市街地活性化に関する主な質疑について、以下のとおり答弁を行った。

年月	内容
<p>平成 26 年第 3 回定例会 (平成 26 年 9 月 9 日)</p>	<p>【質問要旨】</p> <p>(1) 1 期計画の活性化を図る指標である歩行者通行量と小売業の売上額、空き店舗状況などをどのように総括しているか。2 期計画における課題とその対策となる実施事業を伺いたい。</p> <p>(2) いづろ・天文館地区における民間の取組と効果、それに対する行政の評価を伺いたい。</p> <p>【経済局長答弁要旨】</p> <p>(1) 1 期計画の総括としては、歩行者通行量は未完成の事業などがあり、目標 15 万人に対し平成 24 年実績は 13 万 712 人と目標は達成できなかったが、減少傾向にあったものが下げ止まっている。小売業年間商品販売額は低迷しており、目標 2,100 億円に対し、平成 24 年推計は 1,742 億円と目標は達成できなかった。また、いづろ・天文館地区の空き店舗率は、平成 18 年度の 4.9%が平成 23 年度には 9.9%まで悪化した。平成 25 年度には 6.7%に改善した。課題としては、新幹線効果のさらなる波及や回遊性の向上などがあり、その対策として、天文館千日町にぎわい創出検討事業や照国表参道商店街ショッピングモール化事業などを 2 期計画に盛り込んだ。</p> <p>(2) 地元関係者独自の主な取組は、We Love 天文館活性化事業や LAZO 表参道に係るにぎわい創出拠点施設整備事業のほか、中心市街地商店街活性化事業などがあり、周辺の商店街との連携を通して、徐々に来街者の増が図られている。また、これらの取組により、空き店舗率の改善など、一定の効果があったものと考えている。</p>
<p>平成 27 年第 3 回定例会 (平成 27 年 9 月 9 日)</p>	<p>【質問要旨】</p> <p>(1) 中心市街地活性化対策に取り組んできた背景と経過について伺いたい。</p> <p>(2) 中心市街地活性化の成果の具体的事例について伺いたい。</p> <p>(3) 中心市街地活性化へ現在取り組んでいる地域と進捗状況について伺いたい。</p> <p>(4) 中心市街地活性化に向け残されている課題について伺いたい。</p> <p>【経済局長答弁要旨】</p> <p>(1) 本市の中心市街地は、長い歴史の中で、様々な高次都市機能が集積するまちの顔として本市の発展に重要な役割を果たしてきたが、都市環境や交通事情の変化などにより相対的な地位の低下傾向にあったことから、平成 11 年 5 月から旧法に基づく計画、平成 19 年 12 月から新法に基づく 1 期計画、平成 25 年度からは 2 期計画に基づき、まちのにぎわ</p>

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

年月	内容
	<p>い創出と活性化に取り組んでいる。</p> <p>(2) LAZO 表参道やマルヤガーデンズなどの集客施設の整備、来街者の回遊しやすいアーケードなど歩行空間の整備、各種イベントの開催などによる都市型観光の振興のほか、街なかサービスの充実などを図ってきた。また、昨年はアミュプラザ鹿児島プレミアム館がオープンし、本年5月には JT 跡地で新たに市立病院と交通局電車施設が業務を開始するなど、にぎわい創出と都市機能の充実が図られた。</p> <p>(3) いづろ・天文館地区では千日町において、鹿児島中央駅地区では中央町19・20番街区において市街地再開発に向けた検討や手続が進んでおり、上町・ウォーターフロント地区では、浜町の旧国鉄用地において、本年7月から公園、広場などの造成工事に着手するなど、概ね順調に事業が進捗している。</p> <p>(4) 今後に向けた課題としては、計画に位置づけた各種事業を官民一体となって引き続き着実に実施し、まちのにぎわい創出と回遊性の向上を図るとともに、新幹線効果を持続・拡大させつつ、中心市街地全体に波及させることや、近年増加している外国人観光客のさらなる誘客に向けた受入体制の充実などの国際化への対応等があると考えている。</p>
<p>平成29年第1回定例会 (平成29年2月28日)</p>	<p>【質問要旨】</p> <p>(1) 2期計画の事業効果を人の流れや売上高などからどのように総括・評価するか。</p> <p>(2) 3期計画策定へ向けて現時点の課題と策定スケジュールを伺いたい。</p> <p>【産業局長答弁要旨】</p> <p>(1) 2期計画の各事業は、概ね計画どおり進捗しており、年間入込観光客数などが増加傾向にある一方で、歩行者通行量の伸び悩みや小売業年間商品販売額が横ばい傾向にあることなどから、今後ともさらなる活性化への取り組みが必要であると考えている。</p> <p>(2) 現時点における課題としては、千日町1・4番街区の市街地再開発事業などを着実に推進するとともに、外国人観光客のさらなる誘客をはじめ、来街者の増加に向けた各種取組とおもてなしの充実を図るなど、官民一体となって推進していく必要があると考えている。また、策定スケジュールは平成29年度中に中活協議会における意見交換やパブリックコメント手続を経て内閣総理大臣の認定を予定している。</p>
<p>平成30年第1回定例会 (平成30年2月28日)</p>	<p>【質問要旨】</p> <p>(1) 第1期及び第2期計画のこれまでの成果と課題を含めた評価。</p> <p>(2) 歩行者通行量の数値目標の達成状況の分析。</p> <p>(3) 目標未達成であった指標の「歩行者通行量」を参考指標へと後退させた理由と今後回遊性の向上はどの視点から図るのか。</p> <p>(4) 空き店舗に対する考え方として、その対策の必要性については論を待</p>

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

年月	内容
	<p>たないが、数あるいは率が街の活性化を判断する指標とすることの理由。</p> <p>(5) 中心市街地が賑わっていると感じる市民の割合を参考指標に加えた理由と基準。</p> <p>(6) 課題の一つに「個人消費の縮小など地域経済への影響が懸念される中、観光消費の拡大につなげる取組が必要」とあるが、定義の解釈が幅広い「観光消費」のどの分野に、どのような手法で注力していくのか。</p> <p>(7) 本市においては、これまでも様々な事業を用いて、新規出店や新規創業を支援してきたが、目標値はどのようになっているか。</p> <p>(8) 現在どの産業分野でも労働力不足が叫ばれる中、第三次産業従業者数をどのように確保し、また、目標値をどのような観点で、いくりに設定するつもりか。</p> <p>(9) 賑わいの創出等に期待のかかる再開発事業であるが、同計画に記載の事業に対しては、いずれも事業の遅れや縮小を懸念する声が囁かれている。労働力の確保困難や資材費高騰の現状を勘案すると計画期間内の効果に数えるのはリスクが高いと考えるが、見解を伺いたい。</p> <p>【産業局長答弁要旨】</p> <p>(1) 中心市街地活性化基本計画については、2期までの計画において、市民、事業者、関係機関などと一体となり各種事業に取り組んだ結果、年間入込観光客数は着実に増加し、歩行者通行量も鹿児島中央駅地区で増加傾向にあるなど、一定の活性化が進んでいる。一方で、第三次産業従業者数は伸び悩み、空き店舗率も増加傾向にあるなど、中心市街地を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあると考えている。</p> <p>(2) 歩行者通行量の数値目標の達成は厳しい状況。これは、中心市街地外の大型商業施設の増加やネット通販の影響などにより、商業の集積度合いが相対的に低下し、市民の来街機会が減少していることなどによるものと考えている。</p> <p>(3) 歩行者通行量は、街なかのにぎわいや回遊性の状況を把握するための目標指標としていたが、1年のうち2日間の定点調査を行うものであり、天候やイベントの有無に数値が左右されるという面があったことから、3期計画では参考指標として設定した。今後も、多彩なイベントの開催などにより街なかの魅力創出に取り組むとともに、気軽に移動できる環境づくりも進めていくことで、回遊性の向上を図ってまいりたい。</p> <p>(4) 空き店舗数の目標指標については、商業・サービス機能の強化を図る上で、空き店舗対策が必要であること、また、魅力ある店舗や飲食店に対する市民の期待が大きく、活性化に必要な取組として、空き店舗対策をあげる来街者も多いことから、空き店舗数の動向は中心市街地の活性化を図るうえで実感しやすい指標として設定したところである。</p>

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

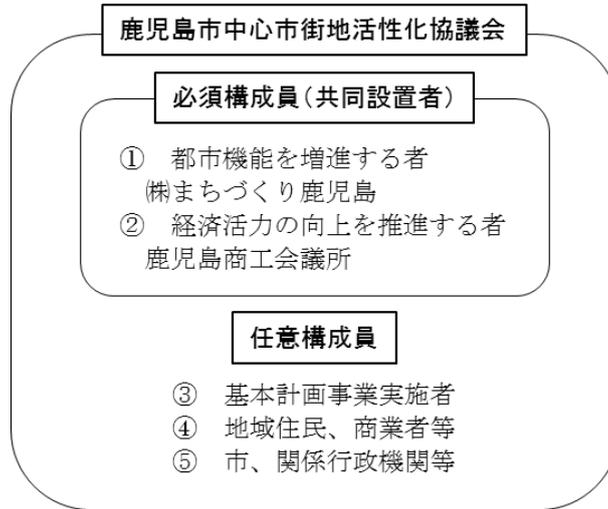
年月	内容
	<p>(5) 中心市街地が賑わっていると感じる市民の割合は、調査時点における市民のにぎわいに関する実感を把握するもので、市民の生の声として、おしなべて感じているもの、年間を通じた中心市街地の活性化の状況が反映されると考えられることから、参考指標として設定した。</p> <p>(6) 宿泊観光客や来街者の滞在時間の増加を進めることが観光消費の拡大につながるものと考えている。そのため、鶴丸城の御楼門建設や本市の多彩な資源を活用したイベントの開催などにより、観光の魅力向上を図るとともに、来街しやすく気軽にまち歩きを楽しめるよう、交通アクセスや観光案内機能、多言語対応の強化など、受入体制を充実することにより、中心市街地に集積している観光関連産業の活性化を地元商店街等と一体となって図っていくこととしている。</p> <p>(7) 中心市街地の空き店舗数は、平成28年度は86店舗で、このままでいくと平成34年度には101店舗まで増加すると見込まれるところを街なかりノベーション推進事業や女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業など、新規創業等を支援する各種事業の実施により、空き店舗数を70店舗まで減少させる目標を掲げているところである。</p> <p>(8) 中心市街地の第三次産業従業者数については、第5次総合計画後期基本計画において、平成26年の6万565人から、平成33年に6万4千人とする目標を掲げており、達成に向けて3期計画においても、業務機能の集積を図る観点から、新規創業者の育成支援や企業立地の推進などに取り組むこととしている。</p> <p>(9) 3期計画に掲げた大型再開発プロジェクトについては、いずれも平成32年度の完成に向けて取り組んでいるところであり、計画期間内に商業・サービス機能の強化、稼ぐ観光の実現に向けた事業効果が見込まれると考えている。労働力の確保等の課題はあると思われるが、民間事業者と関係部局が緊密に連携し、着実に推進するよう努めてまいりたい。</p>
<p>令和元年第3回定例会 (令和元年9月10日)</p>	<p>【質問要旨】</p> <p>(1) 中心市街地の回遊性向上の意義と本市の方向性、ハード・ソフト面から回遊性向上に向けた施策</p> <p>【産業局長答弁要旨】</p> <p>(1) 中心市街地の回遊性を向上することで、まちなぎわい創出や経済活力の向上が図られ、中心市街地全体の活性化につながるものと考えていることから、第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画に基づき、加治屋まちの杜公園整備事業や、路面電車観光路線検討事業のほか、年間を通じた多彩なイベントの開催など、ハード・ソフト両面から、来街しやすく気軽にまち歩きを楽しめる取組を進めることとしている。</p>

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

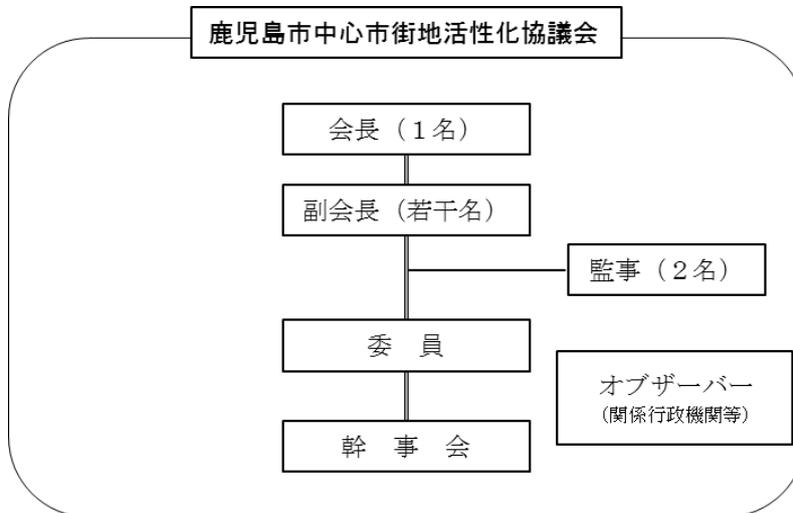
(1) 鹿児島市中心市街地活性化協議会の概要

㈱まちづくり鹿児島及び鹿児島商工会議所が共同設置者となって、平成19年5月31日に、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的として、「鹿児島市中心市街地活性化協議会」が設立された。

協議会の組織構成



協議会の組織イメージ



(2) 協議会の構成員及び開催状況

① 協議会の構成員

令和6年6月現在

役職	団体名	中活法	役職	氏名
会長	鹿児島商工会議所	第15条第1項第2号 (商工会議所)	副会頭	前田 俊広
副会長	㈱まちづくり鹿児島 (鹿児島商工会議所)	第15条第1項第1号 (まちづくり会社)	代表取締役社長 (会頭)	岩崎 芳太郎
監事	(公社) 鹿児島青年会議所	第15条第4項	理事長	伊地知 弘幸

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

役職	団体名	中活法	役職	氏名
監事	天文館連絡協議会	第15条第4項	会長	牧野田 栄一
委員	鹿児島商工会議所	第15条第1項第2号 (商工会議所)	副会頭	津曲 貞利
委員	鹿児島商工会議所	第15条第1項第2号 (商工会議所)	副会頭	川畑 孝則
委員	鹿児島商工会議所	第15条第1項第2号 (商工会議所)	副会頭	犬伏 和章
委員	鹿児島商工会議所	第15条第1項第2号 (商工会議所)	専務理事	山下 春洋
委員	(一社)鹿児島市商店街連盟	第15条第4項	会長	有馬 勝正
委員	天文館商店街振興組合連合会	第15条第4項	代表理事	平岡 正信
委員	一番街商店街振興組合	第15条第4項	理事長	長岡 洋一
委員	易居町本通り会	第15条第4項	会長	岩元 修一
委員	岩崎産業㈱	第15条第4項	取締役副社長	笹田 隆司
委員	㈱山形屋	第15条第4項	代表取締役社長	岩元 修士
委員	㈱丸屋本社	第15条第4項	代表取締役社長	柳田 洋
委員	㈱千日1・4開発	第15条第4項	参事	井上 謙二
委員	㈱JR鹿児島シティ	第15条第4項	代表取締役社長	山崎 慎介
委員	中央駅振興会	第15条第4項	会長	津曲 貞利
委員	We Love 天文館協議会	第15条第4項	会長	牧野 繁
委員	いわさきコーポレーション㈱	第15条第4項	取締役副社長	西村 将男
委員	南国交通㈱	第15条第4項	常務取締役	山田 誠
委員	鹿児島市交通局	第15条第4項	局長	枝元 昌一郎
委員	鹿児島市産業局	第15条第4項	局長	新小田 洋子
委員	鹿児島市観光交流局	第15条第4項	局長	中 豊司
委員	鹿児島市建設局	第15条第4項	局長	日高 謙次郎
委員	鹿児島市企画財政局	第15条第4項	局長	古河 春美
委員	鹿児島国道事務所	第15条第7項	所長	竹下 卓宏
委員	鹿児島港湾・空港整備事務所	第15条第7項	所長	三好 一喜
委員	鹿児島県商工労働水産部	第15条第7項	部長	北村 貴志
委員	鹿児島県総合政策部	第15条第7項	部長	長島 和広
委員	鹿児島大学	第15条第8項	名誉教授	前田 芳實
委員	鹿児島大学法文学部	第15条第8項	教授	石塚 孔信
委員	鹿児島大学 南九州・南西諸 島域イノベーションセンター	第15条第8項	准教授	中武 貞文
委員	日本政策投資銀行南九州支店	第15条第8項	支店長	国松 真也
オブザーバー	鹿児島県警察本部	第15条第7項	交通部長	岩城 孝志
オブザーバー	中小企業基盤整備機構	第15条第7項	まちづくり推進室長	林 伸次

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

② 協議会の開催状況（平成29年度以降）

○平成29年度

回数	開催日	議題等
第1回	平成29年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任について ・副会長・監事の選任について ・平成28年度の取組等に対する鹿児島市中心市街地活性化協議会の意見（案）について ・第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第7回変更（案）
第2回	平成29年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業報告・決算（案） ・平成29年度事業計画（案）・予算（案）
第3回	平成29年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の素案（案）について
第4回	平成30年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について（報告事項） ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）について ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）に対する協議会の意見書（案）について

○平成30年度

回数	開催日	議題等
第1回	平成30年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告・決算（案） ・平成30年度事業計画（案）・予算（案） ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第1回変更（案） ・中心市街地の現状について（報告事項）

○令和元年度

回数	開催日	議題等
第1回	令和元年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任 ・副会長・監事の選任 ・平成30年度の取組等に対する鹿児島市中心市街地活性化協議会の意見（案） ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第2回変更（案）
第2回	令和元年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度事業報告・決算（案） ・令和元年度事業計画（案）・予算（案）

○令和2年度

回数	開催日	議題等
第1回	令和2年6月30日 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告・決算（案） ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第3回変更（案） ・令和2年度事業計画（案）・予算（案）

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

第2回	令和3年2月2日 (書面開催)	・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第4回変更(案)
-----	--------------------	------------------------------

○令和3年度

回数	開催日	議題等
第1回	令和3年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任 ・副会長・監事の選任 ・令和2年度の取組等に対する鹿児島市中心市街地活性化協議会の意見(案) ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第5回変更(案)
第2回	令和3年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告・決算(案) ・令和3年度事業計画(案)・予算(案)

○令和4年度

回数	開催日	議題等
第1回	令和4年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の取組等に対する鹿児島市中心市街地活性化協議会の意見(案) ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第6回変更(案)
第2回	令和4年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告・決算(案) ・令和4年度事業計画(案)・予算(案) ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第6回変更手続きの見送りについて(報告事項)
第3回	令和4年11月21日	・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第6回変更(計画期間の延長)(案)

○令和5年度

回数	開催日	議題等
第1回	令和5年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任 ・副会長・監事の選任 ・令和4年度の取組等に対する鹿児島市中心市街地活性化協議会の意見(案) ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第7回変更(案) ・第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の策定について
第2回	令和5年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告・決算(案) ・令和5年度事業計画(案)・予算(案) ・第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の概要案(骨子案)
第3回	令和5年10月23日	・第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画素案(案)
第4回	令和6年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)(報告事項) ・第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見書(案)

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

○令和6年度

回数	開催日	議題等
第1回	令和6年7月9日	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度事業報告・決算（案）・令和6年度事業計画（案）・予算（案）・第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第1回変更（案）

(3) 基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書

令和6年2月26日

鹿児島市長 下鶴 隆央 様

鹿児島市中心市街地活性化協議会
会長 前田 俊広

第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

鹿児島市から提出された「第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）」の内容について、これまでの協議検討の経過を踏まえ、鹿児島市中心市街地活性化協議会の意見として下記の通りとりまとめたので、意見書として提出する。

記

1. 協議会の意見

これまでの中心市街地活性化基本計画の策定は、策定者の鹿児島市において既存計画の総括や上位計画に基づいて作られてきたが、今回の計画は、当協議会からの要望を受けて、策定段階から市と民間の協議会委員とで次期計画策定検討会を3回にわたり実施し、民間の意見を聴取しながら計画づくりを行った点で、一定の意義があったと考える。

一方で、定量的な数値目標の提案に関して、定住人口については、現時点で事業効果を積み上げるだけの居住人口に関する具体的な事業がないことを理由に、また、観光消費額については、現時点で既存データ並びに把握手法がないことを理由に、検討会の意見が反映されなかった。

しかし、このような数値目標は、中心市街地の活性化を実現するのに必要不可欠な要素である事を認識いただき、今後、目指すべき重要指標として取り入れる方策を検討していただきたい。

また、早急に国の認定を取得するためには、より地域への波及効果が見込める東千石町12・13番街区・千日町15番街区における再開発事業や本港区のウォーターフロント開発が具体化し、事業として進捗することが何より重要であると捉えており、行政と民間事業者が一体となった取り組みを強力に推進していくべきであると考えます。

このような状況を踏まえ、計画区域内のいづろ・天文館地区、上町・ウォーターフロント地区、鹿児島中央駅地区の各地区の50年後、100年後を見据えたサステナブルな街づくりを推進するにあたり、以下の事項について十分ご配慮いただくように要望する。

2. 配慮を望む事項

①交流人口偏重から定住人口の増加を目指す街づくりへの転換について

- ・ 中心市街地の活性化には、これまで第3期計画で各種事業が実施されてきた中で、交流人口の拡大を推進するだけでは、コロナ禍に代表される有事の下では機能しない事が明らかになった。

また、交流人口の拡大を目指して、商業機能中心の大規模施設整備を行う再開発では、最近の事例に見られるように、街の活性化に資する商業テナントを100%集めるのは非常に難しく、持続可能性についても課題が残るため、本質的な街の活性化にはつながりにくい。

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- ・ そこで、人口減少の進みつつある県都鹿児島市の再生を図るには、「定住人口」というこれまでとは異なる指標を重視し、大規模住宅施設を絡めた再開発事業等で、中心市街地の域内人口を中長期的に増加させ、「定住人口の拡大」へつなげていくことが重要であると考えます。
- ・ 定住人口の拡大による中心市街地の活性化については、先般開催した「次期計画策定検討会」での協議を踏まえ、計画策定者の鹿児島市とも「定住人口の増加」をまちづくりの指標にすることについてコンセンサスが出来ており、今後は、より具体的な取り組みを進める段階にある。
- ・ 現在、取り組みの進む天文館(東千石町12・13番街区・千日町15番街区)の新たな民間再開発事業の計画において、大規模な住宅機能による街なか居住の推進や公共性の高い文化施設の導入など、定住人口の拡大と都市機能の拡充に向けた検討が進められている。本事業のさらなる推進を図るためにも、国・県・市による財政支援や容積率等の法的な緩和措置等をはじめ、包括的な支援が必要であると考えます。
- ・ 加えて、中心市街地の経済活動を牽引する観光、宿泊、飲食サービス業においては、コロナ禍で減少した人的資源が戻らず、極めて深刻な状況にあることから、中心市街地で働く人材の確保対策に資する事業が計画期間中に追加され、計画の一層の充実が図られることを望む。

②ウォーターフロント開発の取り扱いについて

- ・ 鹿児島港本港区エリアのウォーターフロント開発については、鹿児島商工会議所が長年にわたりMICE施設の整備について要望を続けてきた。本港区におけるMICE機能を含むウォーターフロント開発は、厳しさが増す都市間競争に勝ち残るためにも、また、観光振興の観点からも、大変重要なインフラであり、県・市・中心市街地の活性化に不可欠な事業である。
- ・ このウォーターフロント地区は、本基本計画上、中心市街地の一部であり、その中心部の天文館とともに、一体的な活性化に向けた街づくりが重要である。体育館やスタジアムなどの単なるハード整備の事業に偏重することなく、ウォーターフロント地区と中心市街地中心部との総合的な街づくりを実現するためのマスタープランを策定し、県・市・民間の関係者が一体となって推進を図ることが重要であると考えます。

③天文館の夜の街の活性化について

- ・ 中心市街地の核である天文館は、南九州随一の繁華街であり貴重な観光資源でもあることから、魅力あふれる街づくりの実現には、天文館における夜の街の活性化が欠かせない。

については、天文館でのナイトライフの充実を後押しする積極的な支援を拡充していく事により、街の魅力に厚みを加え、滞在時間の増加による域内消費の拡大を図ることが重要であり、これまでの商業中心の活性化策から転換し、昼夜賑わう総合的な街づくりを推進していく事が望まれる。

以上

(4) 協議会の規約

鹿児島市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 株式会社まちづくり鹿児島及び鹿児島商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、鹿児島市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、鹿児島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 鹿児島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- (2) 民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、鹿児島市中心市街地の区域内に置く。

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 株式会社まちづくり鹿児島
 - (2) 鹿児島商工会議所
 - (3) 鹿児島市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
- 3 前項の申出があつた場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。
- 4 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(役員及び職務)

第9条 協議会には、役員として会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

6 役員任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議の議事については、議事録を作らなければならない。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第13条 協議会は、必要に応じて協議又は調整を行うために幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(会計)

第15条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公表)

第16条 協議会の公表は、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があるときは新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(解散)

第17条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- 2 協議会が解散した場合における残務財産は、協議会の決議を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年5月31日から施行する。
- 2 第7条第2項及び第9条第6項の定めにかかわらず、設立時の委員ならびに役員の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 第15条第2項の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日から平成20年3月31日までとする。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」の欄に、統計的なデータによる客観的な把握・分析を記載。

② 地域住民のニーズ等の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、「令和4年度鹿児島市中心市街地来街者の回遊性・満足度調査」、「まちかどコメンテーターアンケート調査」、「新型コロナウイルス感染拡大による影響に関するアンケート調査」に基づく把握・分析を記載。

③ これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」の欄に、「3期計画の概要」、「施策ごとの事業の実施状況と評価」、「数値目標の達成状況・分析」について記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

本基本計画に位置づける各種施策事業の計画的かつ着実な実施はもちろんだが、関連のある事業間の連携と調整を図りながら、事業効果を最大限に発揮できるように実施することが重要であると考えている。

① We Love 天文館協議会の取組

令和4年度には設立15周年を迎え、天文館をアピールするイベントなど多くの事業を実施している。

■We Love 天文館協議会の主な活動

- ◇イベント活動
- ◇天文館ブランドの確立
- ◇個店のレベルUP
- ◇安心安全活動
- ◇清掃活動
- ◇連携活動

■We Love 天文館協議会の会員（令和5年度）

- 正会員 商店街や百貨店、企業等 30社
- 賛助会員 57社

② 一般社団法人「天文館みらいマネジメント」の取組

人的・財政的に自立した民間主体のまちづくりを進めるため、天文館の各組織が連携するまちづくり法人として令和4年4月に設立され、令和5年6月に都市再生推進法人に指定された。「照国表参道歩行者天国社会実験」のイベントの実施等、地域経済の活性化並びに、まちづくりに寄与するための取組を行っている。

③ 鹿児島中央駅周辺一体的まちづくりの推進

鹿児島中央駅地区において、市街地再開発事業や民間開発によって都市機能の集約をさらに進めるとともに、Li-Ka1920 やアミュプラザ鹿児島等の運営者や事業者、商店街等が連携し、駅周辺の一体的なまちづくりを推進することで、地区の魅力向上を図る。

④ 中心市街地の回遊性向上

特色ある公共交通機関や再開発ビルなどのにぎわい拠点を活用し、回遊性の向上を図る。また、いづろ・天文館地区では、アーケードが連結することで面的な一体化が進み、さらに、同地区に集積した商業機能が有機的に連携協力することで巨大なショッピングモールを形成している。周辺商店街において来街者向けの案内等の関係事業を実施することにより、いづろ・天文館地区の回遊性の向上とにぎわいの創出を図る。

(関連事業)

- ・中心市街地にぎわい創出支援事業
- ・歩いて楽しめるまちづくり推進事業
- ・照国表参道歩行者天国実施事業
- ・共同施設設置事業（天文館通電停前アーケード整備）
- ・頑張る商店街支援事業
- ・「まちゼミ」開催事業
- ・シェアサイクル運営事業
- ・路面電車観光路線検討事業

⑤ パブリックコメント手続の実施

第4期計画（素案）に係るパブリックコメント手続を実施し、意見の募集期間中に 31 人から 71 件の意見が提出され、計画策定の参考とした。

➤意見の募集期間

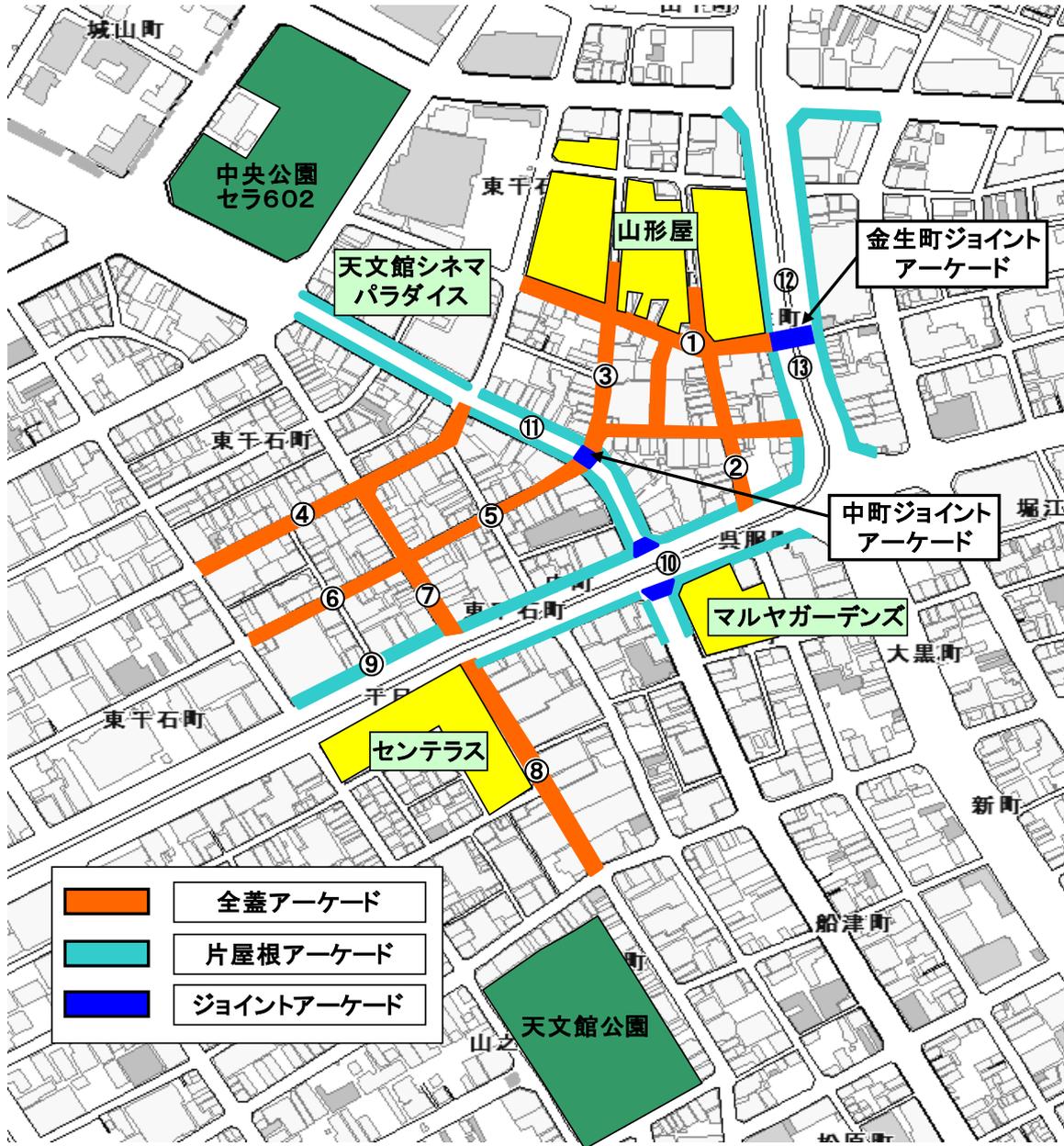
令和5年11月17日（金）～12月18日（月）（32日間）

➤素案の公表方法

- ・本市ホームページによる公開
- ・産業政策課での供覧
- ・市政情報コーナーでの供覧
- ・各支所、地域公民館等での供覧

【 鹿児島市中央地区のアーケード整備状況 】

鹿児島市 産業支援課



	商店街名	種別	設置年度	延長	面積
①	中町ベルク商店街振興組合	全蓋	H7	259 m	2,087 m ²
②	納屋通り商店街振興組合	全蓋	H17	327 m	1,826 m ²
③	中町コア・モール商店街振興組合	全蓋	S59	136 m	910 m ²
④	天神おつきや商店街振興組合	全蓋	H2	223 m	2,635 m ²
⑤	天文館はいから通商店街振興組合	全蓋	H2	132 m	848 m ²
⑥	天文館にぎわい通商店街振興組合	全蓋	H5	117 m	763 m ²
⑦	天文館本通商店街振興組合	全蓋	H16	119 m	1,203 m ²
⑧	天文館通り繁華街事業協同組合	全蓋	H6	171 m	1,617 m ²
⑨	天文館電車通り会	片屋根	H元	94 m	434 m ²
⑩	いづろ商店街振興組合	片屋根	H19,H20,R2	622 m	2,508 m ²
⑪	照国表参道商店街振興組合 (中町ジョイントアーケード)	片屋根	H19	303 m	1,318 m ²
		片屋根	H25	256 m	790 m ²
		ジョイント	H19	16 m	237 m ²
⑫	金生通り商店街振興組合	片屋根	H10	581 m	2,402 m ²
⑬	天商連・鹿児島銀行天文館アーケード整備共同企業体(金生町ジョイントアーケード)	ジョイント	R2	32 m	452 m ²
合計				3,388 m	20,030 m ²